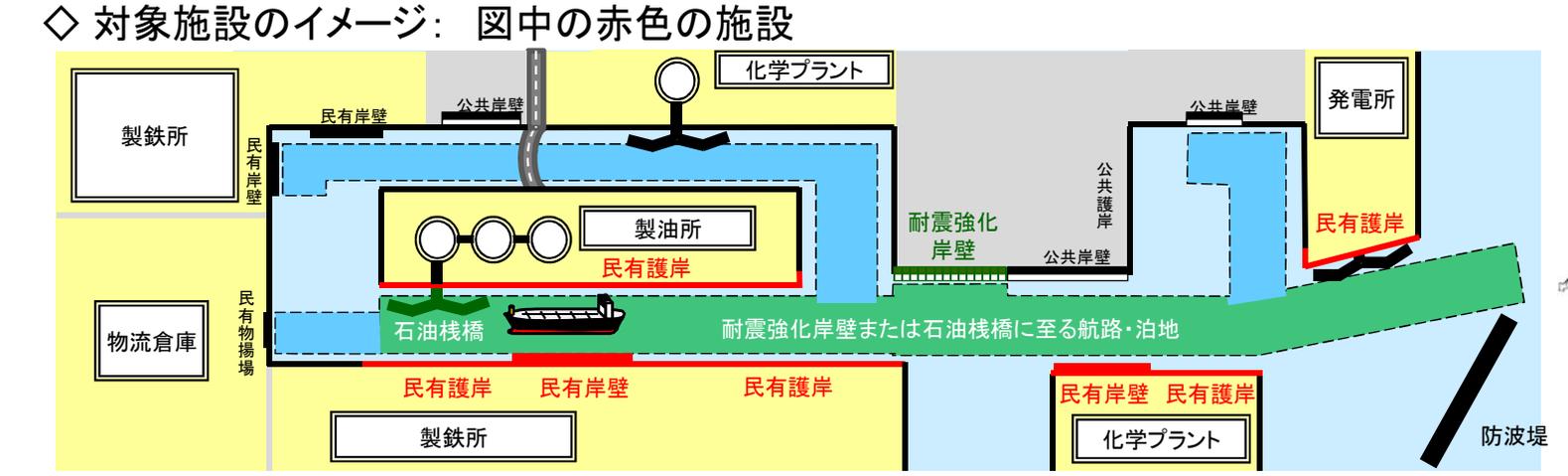
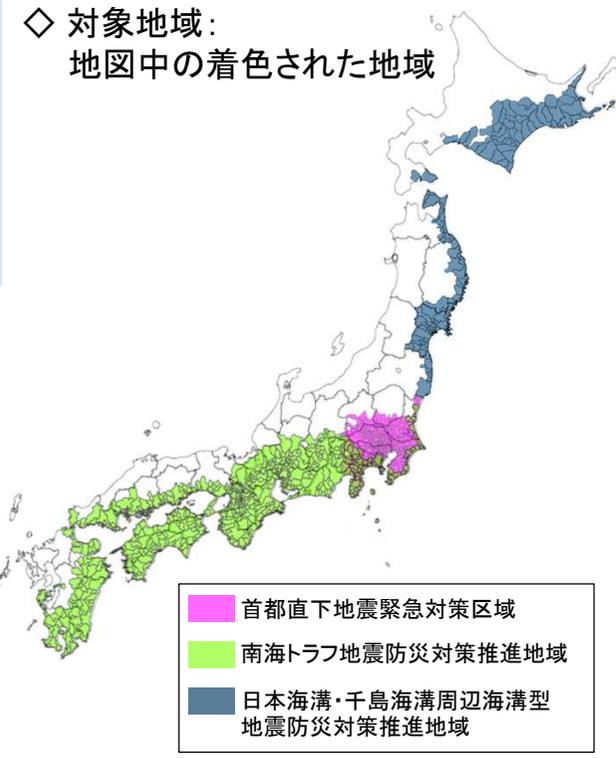


民有護岸等の耐震改修に係る無利子貸付制度及び固定資産税の特例措置

無利子貸付制度の概要

○ 護岸等の改修のための資金のうち**最大6割を港湾管理者・国より無利子で借り受ける**ことができる。

- 制度活用のための要件**
- 対象港湾： 右図の対象地域内にある重要港湾以上の港湾
 - 対象施設： 耐震強化岸壁または石油栈橋に至る航路・泊地沿いの護岸、岸壁、物揚場
 - 適用要件： ① 港湾管理者が港湾計画に上記航路・泊地を位置づける。
② 施設所有者は、国土交通省から無利子貸付事業の認定を受ける。



固定資産税の特例措置の概要

○ 改修により取得した資産について、**固定資産税の課税標準が5年間 1/2^{*1}または5/6^{*2}に軽減**される。

- 制度活用のための要件**
- 対象施設： 上記の**無利子貸付制度を活用して、令和8年3月31日までに改修工事が完了した施設**

※1: 緊急確保航路または開発保全航路に接続する港湾 ※2: ※1以外の港湾